

「川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業」入札説明書等 新旧対照表

令和5年8月31日

令和5年5月10日付で公表し、令和5年6月15日付で修正した入札説明書等を、以下のとおり修正する。

No	資料名	頁	該当箇所	項目名	修正前	修正後
1	入札説明書			表紙	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業 入札説明書 令和5年5月 (令和5年6月15日修正版) 	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業 入札説明書 令和5年5月 (令和5年6月15日修正版) <u>(令和5年8月31日修正版)</u>
2	入札説明書	9	3(2)	選定の手順及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <u>9月8日</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>9月20日</u>
3	入札説明書	12	4(1)ク(ア)	受付期間	<ul style="list-style-type: none"> <u>令和5年9月8日(金)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>令和5年9月20日(水)</u>
4	入札説明書	12	4(1)ケ(ア)	開札時間	<ul style="list-style-type: none"> <u>令和5年9月8日(金) 14:00</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>令和5年9月20日(水) 13:30</u>
5	入札説明書	12	4(1)ケ(イ)	開札場所	<ul style="list-style-type: none"> 第4庁舎 <u>4階第1会議室</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 第4庁舎 <u>4階第3会議室</u>
6	要求水準書	—		表紙	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業 要求水準書 令和5年5月 (令和5年6月15日修正版) 	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業 要求水準書 令和5年5月 (令和5年6月15日修正版) <u>(令和5年8月31日修正版)</u>
7	要求水準書	10	2(3)ア(イ)	更新に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 標準的な対象室(中間階に位置し、かつ室面積65㎡程度のもの)あたりの室内機の能力の合計は、冷房時14.0kW以上とする。ただし、変則的な大きさの対象室、最上階や校舎等の端部に位置する等で熱負荷の大きな対象室には、熱負荷計算の結果に基づき、必要な能力以上の機器を選定 	<ul style="list-style-type: none"> 標準的な対象室(中間階に位置し、かつ室面積65㎡程度のもの)あたりの室内機の能力の合計は、冷房時14.0kW以上とする。ただし、変則的な大きさの対象室、最上階や校舎等の端部に位置する等で熱負荷の大きな対象室には、熱負荷計算の結果に基づき、必要な能力以上の機器を選定

No	資料名	頁	該当箇所	項目名	修正前	修正後
					することとする。	することとする。また、建物内に隠ぺいされた既存冷媒配管を再使用する場合は、 <u>既存の更新対象設備の機器能力と同等以上の能力として提案すること。ただし、設計業務において必ず「別紙 4 設計用屋外・屋内条件」に基づく熱負荷計算を実施し、必要な能力を確認することとし、その結果、既存の更新対象設備の機器能力以上が必要となった場合、その対応については、事業者と協議の上、本市が判断する。</u>
8	要求水準書	11	2 (3)ア(イ)	更新に関する事項	・原則として、各対象室において新設対象設備の室内機の冷暖房能力は、更新対象設備の室内機の冷暖房能力にかかわらず、… (省略)	・原則として、各対象室において新設等設備の室内機の冷暖房能力は、更新対象設備の室内機の冷暖房能力にかかわらず、… (省略)
9	要求水準書	11	2 (3)ア(イ)	更新に関する事項	・原則として、新設等設備の全熱交換器の風量は、「別紙 4 設計用屋外・屋内条件」に示す換気量を満たす風量のものに更新することとする。	・原則として、新設等設備の全熱交換器の風量は、「別紙 4 設計用屋外・屋内条件」に示す換気量を満たす風量のものに更新することとする。 <u>なお、建物内に隠ぺいされた既存のダクトを再使用する場合は、既存の機器の換気量と同等のものに更新することとする。</u>
10	要求水準書	26	5	所有権移転業務の要求水準	・各年度の引渡し日は 4 回設け、6 月、8 月、12 月及び 3 月の各末日（ただし 12 月の引渡し日は 12 月 28 日とし、各末日が各学校の休校日である場合は本市との協議により定める。）のいずれかに、各年度に施工を行う対象校ごとに、引渡しを行うこととする。各施工年度の対象校ごとの引渡し日は、事業者の提案に委ねることとする。	・各年度の引渡し日は <u>原則として</u> 4 回設け、6 月、8 月、12 月及び 3 月の各末日（ただし 12 月の引渡し日は 12 月 28 日とし、各末日が各学校の休校日である場合は本市との協議により定める。）のいずれかに、各年度に施工を行う対象校ごとに、引渡しを行うこととする。各施工年度の対象校ごとの引渡し日は、事業者の提案に委ねることとする。 <u>ただし、本市が認める</u>

No	資料名	頁	該当箇所	項目名	修正前	修正後
						場合は、これら以外の日を引渡し日とすることができるものとする。
11	事業契約書 (案)	—		表紙	・川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業 事業契約書 (案) 令和5年5月 (令和5年6月15日修正版)	・川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業 事業契約書 (案) 令和5年5月 (令和5年6月15日修正版) <u>(令和5年8月31日修正版)</u>
12	事業契約書 (案)	30	第47条第1項	新設等設備及び更新対象外設備の引渡し	・(省略)…、当該施工年度に施工する新設等設備及び移設に係る更新対象外設備並びにそれらの引渡し日(6月末日、8月末日、12月28日又は3月末日(ただし12月の引渡し日は12月28日とし、各末日が休校日である場合は協議により定める。))のいずれかとする。)を記載した予定工程表を作成して前年度の末日の3か月前までに甲に提出し…(省略)	・(省略)…、当該施工年度に施工する新設等設備及び移設に係る更新対象外設備並びにそれらの引渡し日(6月末日、8月末日、12月28日又は3月末日(ただし12月の引渡し日は12月28日とし、各末日が休校日である場合は協議により定める。))のいずれかとする。 <u>ただし、甲が認める場合は、これら以外の日を引渡し日とすることができるものとする。</u>)を記載した予定工程表を作成して前年度の末日の3か月前までに甲に提出し…(省略)
13	事業契約書 (案)	46	第77条第5項(3)	独占禁止法違反等を理由とする甲による契約解除	・全ての新設等設備及び移設に係る更新対象外設備が甲に引き渡される前に本件契約の全部又は一部解除された場合は、第76条第5項第1号ア(第1号アにおいて準用される同条第4項第1号ア③及び第1号イ④を除く。)、同号イ①及び②並びに第2号 <u>ないし</u> 第7項の規定を準用する。	・全ての新設等設備及び移設に係る更新対象外設備が甲に引き渡される前に本件契約の全部又は一部解除された場合は、第76条第5項第1号ア(第1号アにおいて準用される同条第4項第1号ア③及び第1号イ④を除く。)、同号イ①及び②並びに第2号、 <u>第6項並びに</u> 第7項の規定を準用する。
14	事業契約書 (案)	104	別紙11・2・(1)	設計・施工等のサービス対価(サービス対価A)	・引渡し日は、施工期間の令和7年度から令和10年度までの各事業年度の6月末日、8月末日、12月末日、3月末日(ただし12月の引渡し日は12月28日とし、各末日が各学校の休校日である場合は本市との協議	・引渡し日は、 <u>原則として</u> 施工期間の令和7年度から令和10年度までの各事業年度の6月末日、8月末日、12月末日、3月末日(ただし12月の引渡し日は12月28日とし、各末日が各学校の休校日である場合

No	資料名	頁	該当箇所	項目名	修正前	修正後																		
					により定める。以下同じ。) <u>の年 4 回と</u> し、 <u>6 月末日、8 月末日</u> に引渡しを受けた空調設備等 (対象校毎) に係る費用については当該年度の9月末日を請求基準日として、 <u>12 月末日、3 月末日</u> に引渡しを受けた空調設備等 (対象校毎) に係る費用については当該年度の3月末日を請求基準日として、一括して支払う。	は本市との協議により定める。以下同じ。) <u>とするが、甲が認める場合は、これら以外の日を引渡日とすることができるものとする。各事業年度の9月末日までに</u> 引渡しを受けた空調設備等 (対象校毎) に係る費用については当該年度の9月末日を請求基準日として、 <u>3 月末日までに</u> 引渡しを受けた空調設備等 (対象校毎) に係る費用については当該年度の3月末日を請求基準日として、一括して支払う。																		
15	事業契約書 (案)	104	別紙 11・2・ (1)	設計・施工等のサービス対価 (サービス対価 A)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>引渡日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年6月末、8月末</td> </tr> <tr> <td>令和7年12月末、令和8年3月末</td> </tr> <tr> <td>令和8年6月末、8月末</td> </tr> <tr> <td>令和8年12月末、令和9年3月末</td> </tr> <tr> <td>令和9年6月末、8月末</td> </tr> <tr> <td>令和9年12月末、令和10年3月末</td> </tr> <tr> <td>令和10年6月末、8月末</td> </tr> <tr> <td>令和10年12月末、令和11年3月末</td> </tr> </tbody> </table>	引渡日	令和7年6月末、8月末	令和7年12月末、令和8年3月末	令和8年6月末、8月末	令和8年12月末、令和9年3月末	令和9年6月末、8月末	令和9年12月末、令和10年3月末	令和10年6月末、8月末	令和10年12月末、令和11年3月末	<table border="1"> <thead> <tr> <th>引渡日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年9月末まで</td> </tr> <tr> <td>令和8年3月末まで</td> </tr> <tr> <td>令和8年9月末まで</td> </tr> <tr> <td>令和9年3月末まで</td> </tr> <tr> <td>令和9年9月末まで</td> </tr> <tr> <td>令和10年3月末まで</td> </tr> <tr> <td>令和10年9月末まで</td> </tr> <tr> <td>令和11年3月末まで</td> </tr> </tbody> </table>	引渡日	令和7年9月末まで	令和8年3月末まで	令和8年9月末まで	令和9年3月末まで	令和9年9月末まで	令和10年3月末まで	令和10年9月末まで	令和11年3月末まで
引渡日																								
令和7年6月末、8月末																								
令和7年12月末、令和8年3月末																								
令和8年6月末、8月末																								
令和8年12月末、令和9年3月末																								
令和9年6月末、8月末																								
令和9年12月末、令和10年3月末																								
令和10年6月末、8月末																								
令和10年12月末、令和11年3月末																								
引渡日																								
令和7年9月末まで																								
令和8年3月末まで																								
令和8年9月末まで																								
令和9年3月末まで																								
令和9年9月末まで																								
令和10年3月末まで																								
令和10年9月末まで																								
令和11年3月末まで																								
16	事業契約書 (案)	104	別紙 11・2・ (1)	設計・施工等のサービス対価 (サービス対価 A)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>請求基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年9月末</td> </tr> <tr> <td>令和8年3月末</td> </tr> <tr> <td>令和8年9月末</td> </tr> <tr> <td>令和9年3月末</td> </tr> <tr> <td>令和9年9月末</td> </tr> <tr> <td>令和10年3月末</td> </tr> <tr> <td>令和10年9月末</td> </tr> <tr> <td>令和11年3月末</td> </tr> </tbody> </table>	請求基準日	令和7年9月末	令和8年3月末	令和8年9月末	令和9年3月末	令和9年9月末	令和10年3月末	令和10年9月末	令和11年3月末	<table border="1"> <thead> <tr> <th>請求基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年9月末日</td> </tr> <tr> <td>令和8年3月末日</td> </tr> <tr> <td>令和8年9月末日</td> </tr> <tr> <td>令和9年3月末日</td> </tr> <tr> <td>令和9年9月末日</td> </tr> <tr> <td>令和10年3月末日</td> </tr> <tr> <td>令和10年9月末日</td> </tr> <tr> <td>令和11年3月末日</td> </tr> </tbody> </table>	請求基準日	令和7年9月末日	令和8年3月末日	令和8年9月末日	令和9年3月末日	令和9年9月末日	令和10年3月末日	令和10年9月末日	令和11年3月末日
請求基準日																								
令和7年9月末																								
令和8年3月末																								
令和8年9月末																								
令和9年3月末																								
令和9年9月末																								
令和10年3月末																								
令和10年9月末																								
令和11年3月末																								
請求基準日																								
令和7年9月末日																								
令和8年3月末日																								
令和8年9月末日																								
令和9年3月末日																								
令和9年9月末日																								
令和10年3月末日																								
令和10年9月末日																								
令和11年3月末日																								

No	資料名	頁	該当箇所	項目名	修正前	修正後
17	様式集 Excel	—	様式 5-8	サービス対 価の支払い 予定表	(追加)	・ 15 行目、26 行目、37 行目追加